

会員審査規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規定は、一般財団法人オープンバッジ・ネットワーク（以下本財団という）の会員規約第5条の定めの下に、会員資格審査に関する事項について定める。

(入会)

第2条 会員として入会を希望する企業及び団体（以下「申し込み法人」という）は、本財団所定の様式による入会申込書を審査委員会に提出し、会員としての認定を得なければならない。

(審査委員会)

第3条 法人会員の入会の可否に関わる審査については、審査委員長は審査に関して助言を行い、実務は主査ならびに委員会メンバーが行うものとする。

第2章 会員審査

(入会審査)

第4条 入会申し込み時に、次の基準に基づいて審査委員会が審査を行う。申し込み法人の社会的信用度、経営的健全性・永続性の確認のため、次項の書類提出にて会員としての適格性を審査、認定する。

1 入会審査のスケジュール

申し込み法人の入会日は原則、毎月1日とする。なお、入会を承認された申し込み法人に対し、書面にて会員開始日を通知し、年会費を請求するものとする。

		例
随時	入会申込受付	3月25日
毎月 10日	入会審査提出書類締め切り	4月10日
当月 16日～末日まで	審査結果通知、入会金・年会費請求	4月30日
翌月 末日まで	入会金・年会費入金確認	5月31日
翌々月 1日	会員期間開始（1年間）	6月1日

2 入会審査提出書類

毎月10日までに、次の一式を揃えて審査委員会へ e-mail にてデータ提出のこと。

	普通会員			准会員	連携会員
	上場企業 ※1	学校 ※2	その他 団体※3		
(1)入会申込書（財団ウェブサイト フォームに登録）	○	○	○	○	○
(2)団体 Web サイト（URL）	○	○	○	○	○
(3)事業概要（会社・学校案内など 沿革、資本金等がわかるもの）	○	○	○	-	-
(4)オープンバッジを発行する事業や プログラムの概要・活動実績、初 年度発行予想数（新規の場合は計 画書など）	○	○	○	-	○ （バッジ を発行す る場合）
(5)登記事項証明書（登記簿謄本等の 最新情報が記載されたもの）	-	-	○	-	-
(6)過去2年の事業活動報告書 ※4	-	-	○	-	-

※1 「上場企業」とは、日本の各証券取引所に上場している企業とする。

※2 学校教育法第一条で定める学校もしくはその運営を行う団体とする。

※3 官公庁・自治体は、(5)(6)の提出を不要とする。

※4 財務状況を含めた活動報告資料（事業報告書、統合報告書、アニュアルレポートなど）

（更新審査）

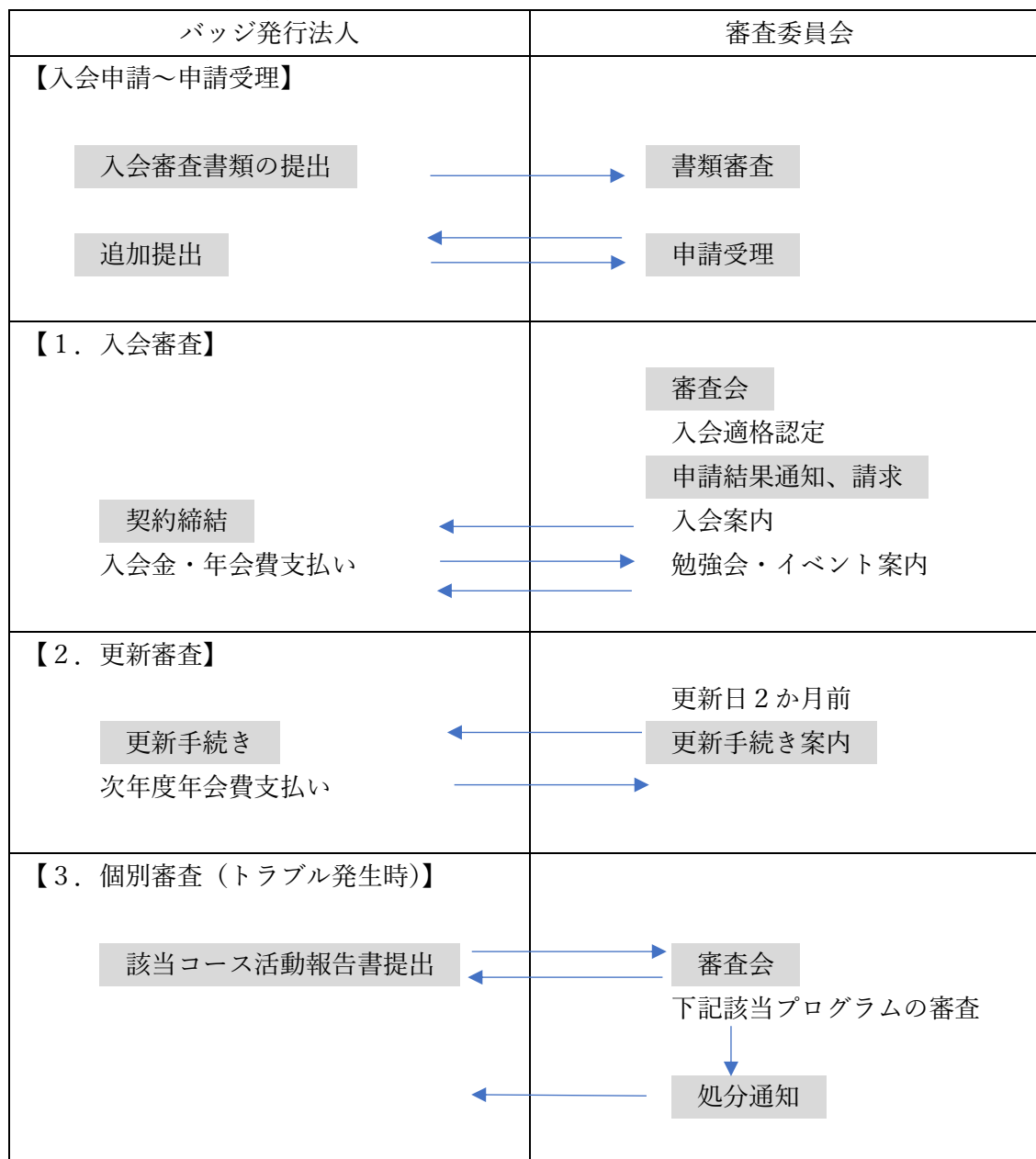
第5条 会員の年度更新の際に、発行バッジに関して発行法人に起因するトラブルの有無を審査する。

（個別審査）

第6条 発行法人に起因するトラブルが生じた場合には、都度、個別審査を行い、以下の処分を行う。

レベル	処分
レベル1	警告
レベル2	バッジ発行の停止
レベル3	発行法人を会員リストから除外

(審査・契約プロセス)



附則

本会員審査規程は、2020年3月25日より施行する。

本会員審査規程は、2020年5月20日より改定施行する。

本会員審査規程は、2020年12月11日より改定施行する。

本会員審査規程は、2021年6月16日より改定施行する。

本会員審査規程は、2022年10月1日より改定施行する。

本会員審査規程は、2023年2月11日より改定施行する。

本会員審査規程は、2023年9月14日より改定施行する。